

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第1節 調剤技術料

項目	主な要件、算定上欄	点数
調剤基本料	処方箋受付・回収につき 注1)受診率50%以下なら▲50%が算定 注2)異なる保険薬局間の取扱い方による 調整係数(注1・注2の合計)▲70%が適用	
① 調剤基本料 1	2〜3点以上、または1医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料 2	1分調剤(調剤時間2分以上)処方箋の項目別加算	5点
" (後発医薬品の使用)	1分調剤につき1(処方箋の項目のみ)	5点
地域支障・医薬品供給対応体制加算 2	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
連携強化加算	災害・新薬臨床応用発生時等の対症体制	5点
バイオ後続品調剤体加算	バイオ後続品の積極的調剤の提示、バイオ後続品の調剤	60点
電子的調剤情報連携体制整備加算	電子処方箋、電子承認、マイナ保健証 30%以上、1月1日まで	8点
薬剤調剤料		
内服薬	1剤につき、3剤分まで	24点
化粧品		21点
注射薬	1調剤につき、3調剤分まで	190点
		7日分以下 190点
		8日分以上 10点/1日分
		29日分以上 400点
補薬	1調剤につき、3調剤分まで	
注射薬		26点
外用薬	1調剤につき、3調剤分まで	10点
外用薬剤	1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液	2日以上注射薬を混合	69点 (15歳未満 237点)
抗悪性腫瘍剤	2以上の注射薬を混合 (生食食品等でも希釈する場合を含む)	79点 (15歳未満 147点)
血漿	検査を付立以上の注射薬を混合 (※) または 尿療法を無断的に充て	69点 (15歳未満 137点)
血液製剤 (血漿、血清精製系、寛解期制剤、血漿)	血液製剤につき	前薬 70点、前薬外 20点
自家製剤加算 (内服薬)		
錠剤、丸剤、おじつ剤、散剤、顆粒剤、112剤 液剤	錠剤を分割し場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
		45点
自家製剤加算 (毛細管)	1調剤につき	
錠剤、丸剤、おじつ剤、散剤、顆粒剤、112剤 液剤		90点
		45点
自家製剤加算 (外用薬)	1調剤につき	
錠剤、H-D剤、軟膏・糊剤、R・w7 剤、リソソル、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、洗眼剤 液剤		75点
		90点
計量混合調剤加算 液剤	1調剤につき ※内服薬・毛細管・外用薬	35点
散剤、顆粒剤		45点
軟膏・糊剤		49点
時間外等加算 (時間外、休日、深夜)	基礎額＝調剤基本料 (加算含む) ＋ 薬剤調剤料＋無菌製剤調剤加算 ＋ 調剤管理料	基礎額の100% (時間外) 140% (休日)、200% (深夜)
訪問・休日等加算	処方箋受付・回収につき	40点

第2節 薬学管理料

[illegible]

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調剤料の所定単位につき	1点
〃（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を満たすごとに1点
{多剤投与時の減量措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第5節 その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
在宅療養管理指導費、介護予防在宅療養管理指導費 ① 単一建築物居住者 1人 ② 単一建築物居住者 2～9人 ③ 単一建築物居住者 10人以上 ④ 療養指導費等利用・服薬指導 ⑤ 療養指導費加算	《薬局の薬剤師の割合》 合わせて4月まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による療養費対が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は2月2回と8月8日まで）	518単位 379単位 342単位 46単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	100単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです。

また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

※お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。
疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

調剤基本料 1	・ ・ ・ ・ ・	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算2	・ ・ ・	59点
連携強化加算	・ ・ ・ ・ ・	5点
バイオ後続品調剤体制加算	・ ・ ・ ・ ・	50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	・ ・ ・ ・	8点

医療の透明化のために明細書を発行しています

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております。

安心して薬局をご利用していただくために

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するために、個人情報保護法にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤・介護サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険等事務
(審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関又は保険者からの照会への回答など)
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社等への相談または届出など
- 調剤・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供

※ 上記のうち同意しがたい事項がある場合には、その旨を窓口までお申し出ください。

※ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※ これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

千葉県知事指定 居宅療養管理指導事業所「カネマタ薬局海神店」

- 指定事業所番号 1242844173
- 事業所所在地 千葉県船橋市海神6丁目7番地12号
- 電話番号 047-420-8725

運営規程の概要及び重要事項について

◆運営方針

要介護または要支援の認定を受けている利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問し、薬剤管理をいたします。

◆指定居宅療養管理指導の内容

- 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- 薬剤等の居宅への配送
- 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与・相互作用等の回避
- 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- A D L・Q O L等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- 病態と服用状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

◆営業日および営業時間

- 【月曜日～金曜日】 午前9：00～午後19：00
 - 【木曜日】 午前9：00～午後17：00
 - 【土曜日】 午前9：00～午後13：00
 - 【日曜日・祝日】 休業
- （電話相談応需は24時間対応しており、緊急時は上記の限りではありません）

◆利用料

- 単一建物診療患者が1人 518円/回（月4回まで）
 - 単一建物診療患者が2～9人 379円/回（月4回まで）
 - それ以外の場合 342円/回（月4回まで）
- （なお、特別な医療を必要とする場合、例外として月8回となる場合があります）
- 特別な薬剤管理の方は100円/回が加算されます。公費助成などにより負担が変わることがあります。
 - 交通費を要する場合、実費をいただきます。

◆苦情処理

居宅医療管理指導にかかわる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

◆その他運営に関する重要事項

- 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- 個人情報に関しては営業規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。

保険対象外の費用についてのお知らせ

患者様の希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。

患者様希望による 錠剤分割



7日ごとに

40円

(処方箋に錠剤分割の
指示がない場合)

患者様希望による 一包化



7日ごとに

340円

(処方箋に一包化の
指示がない場合)

患者様希望による 甘味料などの添加

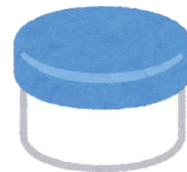


1調剤につき主薬が

液体の場合

350円

薬剤の容器代



調剤上必要な容器は無料
で貸与いたします。ご希
望があれば実費での販売
もいたします。

患者様宅へお薬をお届けする場合の交通費



介護保険法に基づく場合：2kmまで無料

その他：公共機関を利用の場合 実費

自家用車等を利用する場合：～16km 550円